

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第三十九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「技監」を「技監 道路政策官 河川政策官」に「所長補佐、」を「所長補佐 産業振興総合センターの所長、創業・経営支援部長、生活・産業技術研究部長、経営支援課長及び商業・サービス産業課長」に、同表教育委員会事務局の項中「教育長 理事」を「理事」に、同表労働委員会事務局の項中「局長 課長 主幹 課長補佐」を「局長 次長」に改める。

別表第二東京事務所の項中「所長 所長代理」を「所長」に改め、同表自動車税事務所の項の次に次のように加える。

文化会館	館長 副館長 次長 課長 課長補佐
橿原文化会館	館長 次長
橿原考古学研究所	所長 副所長 部長 総務課長
所	

別表第二美術館の項及び民俗博物館の項を次のように改める。

民俗博物館	館長 次長 総務課長
美術館	館長 副館長 館長代理 総務課長

別表第二文化会館の項及び橿原文化会館の項を削り、同表図書情報館の項中「グループコーディネーター」を「総務企画課長」に改め、同表産業振興総合センターの項及び

産業会館の項を削り、同表高等技術専門学校の項の次に次のように加える。

産業会館	館長
------	----

別表第二農業研究開発センターの項中「研究企画・技術支援部長」を「研究企画推進部長」に改め、同表新公会堂館の項中「新公会堂」を「奈良春日野国際フォーラム」に改め、同表奈良公園シルクロード交流館の項、奈良県立大学の項、奈良県立大学事務局の項、橿原考古学研究所の項及び橿原考古学研究所附属博物館の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。